

<<<今号の目次>>>

1. コラム 短時間勤務制度を導入・運用する際のポイント

2. 最新情報

《お知らせ》 1件

《地方公共団体等の動き》 10件

■□■1. 取組事例



短時間勤務制度を導入・運用する際のポイント

令和時代に入り、企業における働き方改革が本格的に動き始めました。今回はその一つである短時間勤務制度について、改めてポイントを見直してみましょう。

育児のための短時間勤務制度は平成21年6月に義務化され、平成22年6月30日（常時雇用者数が100人以下の企業については平成24年7月1日）から、一定の要件のもと導入が義務付けられています。導入から既に10年以上経過していることもあり、既に取得され活用された方も多いのではないのでしょうか。

まずは、対象者について再確認しましょう。短時間勤務制度となる対象者は、以下の全てに該当する労働者です。

1. 3歳に満たない子を養育する労働者
2. 1日の所定労働時間が6時間以下でないこと。
3. 日々雇用される者でないこと
4. 短時間勤務制度が適用される期間に、現に育児休業をしていないこと。
5. 労使協定により適用除外とされる労働者でないこと

こちらの5に掲げる「適用除外とされる労働者」とは、労使協定により短時間勤務制度の対象外とすることができる労働者で、その範囲は以下に該当する者となります。

- a. 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者
- b. 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

c. 業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者

※ c の導入が困難となる業務範囲については、具体的に業務について定めることが必要です。(例として：客室乗務員、交代制勤務による製造業務で短時間勤務者を組み入れることが困難な業務、個人ごとに担当する営業職 等)

また、短時間勤務制度を導入するには、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとしています。ただし、労働者の利用しやすい時間帯を別に作成することは禁止しているものではありません。

短時間勤務制度の手続として、一義的に事業主が定めることは可能ですが、適用を受ける労働者にとって過重な負担を求めることにならないよう配慮することが重要です。また、育児休業や所定外労働の制限等、育児・介護休業法に定める他の制度を参考にしながら適切に定めることが求められています。

労働者が短時間勤務制度の適用を申し出ることや、制度の適用を受けたことを理由として、解雇・雇い止め・減給等の不利益な取扱いを行うことは、育児・介護休業法で禁止されています。短時間勤務制度が企業、労働者の双方にとって有意義なものになるよう、制度をよく理解し運用するように心掛けましょう。

<プロフィール>

椎野 登貴子 (しいの ときこ)

社会保険労務士法人 レガリテート 会長社員

社会保険労務士。PhD 経営学博士。日本年金学会会員・前社会保険審議会年金事業管理部会委員。一般社団法人年金総合研究所評議員。東京商工会議所千代田支部評議員。その他付加価値的経営を軸に「企業における雇用環境整備」をテーマとして活動している。企業の就業規則・賃金体系・退職金制度・評価制度等のコンサルティングを始め、年金相談、助成金のアドバイス等を行っている。

■□■ 2. 最新情報

■□■

《お知らせ》

【厚生労働省】

[両立支援等助成金]仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主を応援します！

→厚生労働省では、育児・介護等と仕事の両立支援に取り組む事業主向けに両立支援等助成金を支給しております。優秀な人材を確保・定着させるために、育児・介護による離職を防ぐための職場環境づくりを進めたいと考えている事業主の皆様、ぜひこの助成金をご活用ください！

(両立支援等助成金の主なコース)

・ 出生時両立支援コース[子育てパパ支援助成金]

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組み、子の出生後8週間以内に育児休業等を取得させた事業主に支給します。

・ (中小企業事業主のみ対象) 介護離職防止支援コース

中小企業事業主が、「介護支援プラン」を策定して労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組んだ場合、または介護のための柔軟な就労形態の制度(介護両立支援制度)を導入し、利用者が生じた場合に支給します。

・ (中小企業事業主のみ対象) 育児休業等支援コース

中小企業事業主が、「育休復帰支援プラン」を策定して労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組んだ場合、育休取得者の代替要員を確保した場合、復帰後仕事と育児の両立が特に困難な時期の労働者の支援に取り組んだ場合に支給します。

・ 再雇用者評価処遇コース[カムバック支援助成金]

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等を理由として退職した労働者が、就業が可能になったときに復職できる制度を導入し、希望者を再雇用した事業主に支給します。

支給のための詳しい要件等については、以下の URL をご覧ください。

【両立支援等助成金について】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000539051.pdf>

《地方公共団体の動き》

【山形県】

女性活躍推進セミナー「私らしく」働くための 私の小さな一歩

→価値観が多様化、働く環境が大きく変化し、模範解答がない時代。現在進行形で「私らしい働き方」を探し、実践している事例を聞き、そのヒントを見つけてみませんか？

日時・場所：令和2年2月22日（土） 13時30分～16時20分 お母さんレストラン オリブリーフ／申込方法：電話、FAX 又はメールにて

<https://www.pref.yamagata.jp/purpose/join/seminar/7337028womankatuyaku.html>

【福島県】

女性のための就職支援セミナー 実践編

→就職活動のノウハウを学べます。出産・育児・介護等で離職していた期間がある方等、再び働いてみたいと考えている女性の再就職も応援します。

日時・場所：令和2年2月27日（木） 10～12時 コラッセふくしま／対象：就職を希望する全ての女性／参加費：無料／申込方法：WEB、電話又はメールにて

<https://www.f-jyousei.jp/schedule/2020/0227.html>

【茨城県】

「時代を踏まえて起業しよう！」～“いま”にマッチしたビジネスとは？

→多様な働き方が求められている“いま”、女性やシニアの活躍、外国人の雇用、さらにはAI・IoTの導入等を視野に入れた新たなビジネスや起業スタイルについて、一緒に考えてみませんか。

日時・場所：令和2年2月21日（金） 13時30分～15時30分 女性プラザ男女共同参画支援室／対象：県内在住又は在勤の方／定員：30名（先着順）／参加費：無料

<http://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/danjo/documents/challenge4.pdf>

【埼玉県】 杉戸町

男性のための男女共同参画講座

→男性に地域・家庭・子育てへの参加に興味を持ってもらい、それを受け、社会に進出する女性を応援する講座です。

日時・場所：令和2年3月1日（日） 13～15時 杉戸町生涯学習センター カルスタすぎと／対象：町内在住・在勤の男性（家族参加可）／定員：30名／参加費：無料

<https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/seminar/monthlycalendar/200301.html>

【東京都】

サービス業向けテレワーク推進のポイント体験セミナー

→テレワークを始めとした柔軟な働き方の推進のニュースはよく見るものの、サービス業ではテレワークは難しいのかなあ…そんな疑問にお応えする体験型のテレワークセミナーを実施します。

日時・場所：令和2年3月4日（水）13時30分～16時（開場13時～）東京テレワーク推進センター／対象：テレワーク・働き方改革に御興味あるサービス業企業等の御担当者様／定員：10社程度（1社あたり2名まで参加可能）／参加費：無料／申込方法：電話、FAX又はメールにて

<https://tokyo-telework.jp/experience/detail?id=10>

【新潟県】

働く女性の交流会 IN 上越 ミニセミナー いきいき働くところとカラダづくり

→仕事が忙しかったり人間関係に悩んでいたり、心とカラダが疲れていませんか？バランスボールを使って心とカラダをほぐし、仕事で感じるさまざまなことをおしゃべりしましょう。

日時・場所：令和2年3月8日（日）13時30分～16時 市民交流施設高田公園オーレンプラザスタジオ／対象：働いている女性／定員：20名（先着順）／参加費：無料

<https://npwf.jp/wp-content/uploads/7ae73397e50ecab9b7733478b858c8a621.pdf>

【長野県】

がんばる女性の再就職セミナー

→これから社会復帰を目指す女性を応援するものとして、再就職時に知っておきたい知識及び現在の求人状況や企業の考え方などを学び、より良い再就職を目指していくセミナーです。

日時・場所：令和2年3月12日（木）10～12時 エス・バード／参加費：無料／問い合わせ・申込み：電話にて

<http://nagamama.jp/seminar2019-4/>

【三重県】

男女共同参画フォーラム みえの男女（ひと）2020 私の決める、私の生き方

→今年の男女共同参画フォーラムのテーマは『女性の生き方を考える』。「女性への差別撤廃や女性の地位向上」を訴える日として国連が定めた3月8日「国際女性デー」にあなたも一緒に考えてみませんか。

日時・場所：令和2年3月8日（日）10時～15時30分 男女共同参画センター「フレンテ
みえ」／参加費：無料

<https://www.center-mie.or.jp/frente/event/sponsor/detail/32420>

【大阪府】大阪市

働く女性のストレスマネジメント 好きな香りでロールオンアロマを作ろう

→お仕事やプライベートで忙しい私のために、ほっこりとする時間を持ちませんか。香りの持つ薬理効果や成分について知り、香りの持つチカラを学びましょう。好きな香りで癒されてみませんか。

日時・場所：令和2年3月14日（土） 10時30分～12時 クレオ大阪東／対象：女性／
定員：20名／参加費：1000円 ※別途材料費500円／申込方法：電話、メール、FAX又は
持参

<http://www.creo->

[osaka.or.jp/webapp/AppMain.php?koza_preview=4122&port=50251&from_kan=04](http://www.creo-osaka.or.jp/webapp/AppMain.php?koza_preview=4122&port=50251&from_kan=04)

【徳島県】

「とくしま未来の働き方見本市」の開催について

→年齢や職歴・ハンディキャップ等にとらわれず自分らしく働き活躍したいと望む方に、多様な働き方の広がりを感じていただきます。

日時・場所：令和2年2月21日（金）【第1部】13時～15時30分（開場12時30分）ト
ークセッション、テーマ別ミニセミナー、【第2部】18時30分～19時30分（開場18時）
トークセッション ザ・パシフィックハーバー／参加費：無料／申込方法：WEBにて

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/tb/jigyoshanokata/sangyo/ict/5033510>

【編集後記】

一週間の中で趣味に使う時間は何時間ありますか？仕事のほかに育児や介護がある場合、趣味の優先順位が下がっている方も多いと思います。特に夫婦間において差が出ているのではないのでしょうか。確かに母親と父親ではできることとできないことに違いがあります。でも趣味の時間については、できれば同じだけの時間を確保したいものです、と頭では理解していても実行は難しく……。まずは互いに満足した休み時間や趣味時間が取れているか、週末に話し合ってみたいと考えています。

このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。
このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html>

バックナンバーはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/>